

西宮市成年後見制度利用支援事業
申立に係る費用及び後見人等の報酬助成実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民法の規定する後見、保佐及び補助（以下、「後見等」という。）の開始の審判の申立に関する申立及び登記に係る収入印紙代、郵便切手代、鑑定費用その他申立に係る費用（以下、「申立に係る費用」という。）並びに成年後見人、保佐人及び補助人（以下、「後見人等」という。）に対し家庭裁判所が審判した報酬付与額（以下、「報酬額」という。）の全部又は一部を助成することにより成年被後見人、被保佐人及び被補助人（以下、「被後見人等」という。）の生活を支援することを目的とし、助成金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。ただし、成年後見人等が民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族又はそれに準ずる者であるとき、若しくは被後見人等が報酬額を支払う能力のある親族その他の者に扶養されているときは、対象としない。

- (1) 市内に居住している者（次項に規定する者を除く。）で次のいずれかに該当する者
 - ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条の規定に基づく被保護者
 - イ 市長が後見等の開始の審判の申立を行いかつ活用できる資産・貯蓄等が乏しく、後見人等の報酬の全部又は一部の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者
 - ウ その他市長が認める者

- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定に基づく本市の住所地特例対象被保険者であって、第1号アからウまでのいずれかに該当する者

- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条の規定に基づき、本市が介護給付費等の支給決定を行っている者であって、第1号アからウまでのいずれかに該当する者

- (4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条の規定に基づき、本市が養護老人ホーム等への措置を決定し実施する者であって、第1号アからウまでのいずれかに該当する者

2 次の各号のいずれかに該当する者については対象としない。ただし、関係市区町村と協議の上、市長がやむを得ないと認めるときであって、前項第1号アからウまでのいずれかに該当する場合は対象とすることができる。

- (1) 本市以外の市区町村の住所地特例対象被保険者
- (2) 本市以外の市区町村が介護給付費等の支給決定を行っている者
- (3) 本市以外の市区町村が措置を決定し実施する者

(助成金の対象費用、支給額及び対象期間)

第3条 助成対象費用は、申立に係る費用及び後見人等の報酬額の全部又は一部とする。

2 後見等の開始審判申立に係る費用の助成支給額は、家庭裁判所に予納すべき額その他申立に要する経費の実費とする。

3 後見人等の報酬助成支給額の上限額（以下、「助成上限額」という。）は、被後見人等の生活の場が在宅にある者は月額28,000円、施設等へ入所中の者は月額18,000円とし、助成支給額は原則、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 被後見人等が有する資産額が400,000円以下のときは、報酬額と助成上限額を比較して少ない額

(2) 被後見人等が有する資産額が400,000円を超えるときは、次の各号に掲げる額

ア 400,000円に報酬額を加えたものから被後見人等が有する資産額を減じた額が助成上限額以下のときは、その額

イ 400,000円に報酬額を加えたものから被後見人等が有する資産額を減じた額が助成上限額を超えるときは、助成上限額

(3) 被後見人等が死亡した場合は、報酬額から遺留金を控除した額と助成上限額を比較して少ない額

4 複数人の後見人等が選任されている場合は、各々の報酬額を合算し、前項各号の規定により算出した額を助成する。

5 助成対象期間は、報酬付与の審判があった月から15ヶ月を超えて遡ることはできない。

(申立に係る費用の助成金の交付申請)

第4条 申立に係る費用の助成金の交付を申請する者は、後見等開始申立の申立人とする。

2 申立に係る費用の助成金の交付を受けようとするときは、申立に係る費用助成金交付申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

(申立に係る費用の助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、被後見人等の資産状況等を調査し、助成金の交付可否を決定する。

2 市長は、助成金の交付可否決定を行ったときは、申請者に対し、申立に係る費用助成金交付可否決定通知書（様式第2号）により通知する。

(申立に係る費用の助成金の交付請求)

第6条 助成金交付決定通知を受けた申請者は、申立に係る費用助成金交付請求書（様式第3号）により、市長に請求することができる。

(後見人等の報酬助成金の交付申請)

第7条 後見人等の報酬助成金の交付を申請する者は、後見人等とする。

2 報酬額の審判後、後見人等が助成金の交付を受けようとするときは、後見人等の報酬助成金交付申請書（様式第4号）に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 前項の規定による申請は、家庭裁判所の報酬付与の審判があったときから3ヶ月以内に行わなければならない。

（後見人等の報酬助成金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、被後見人等の資産状況等を調査し、助成金の交付可否を決定する。

2 市長は、前項の規定による調査に疑義が生じたとき、申請者に対し、報告を求めることができる。

3 市長は、助成金の交付可否決定を行ったときは、申請者に対し、後見人等の報酬助成金交付可否決定通知書（様式第5号）により通知する。

（後見人等の報酬助成金の交付請求）

第9条 助成金交付決定通知を受けた申請者は、後見人等の報酬助成金交付請求書（様式第6号）により、市長に請求することができる。

（助成金の返還）

第10条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の支給を受けた者があるときは、その者に対して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補 則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（付 則）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

（付 則）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

（付 則）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（付 則）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（付 則）

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。